

多賀城市社会体育施設等 選定までの取組経緯及び評価・選定委員会の概要

1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年 4月 1日 ～ 平成20年 3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：総合体育館、市民プール及びテニスコート
平成20年 4月 1日 ～ 平成23年 3月31日	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：多賀城公園野球場及び中央公園サッカー場を追加
平成23年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：第2期に同じ（仮設住宅用地となった多賀城公園野球場及びテニスコートの一部は、当面、業務が発生しないこととした。）
平成28年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日	第4期 指定管理者指定	第4期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募 対象施設：中央公園サッカー場及び多目的グラウンドA・Bを追加 平成30年9月から多賀城公園野球場の指定管理業務を再開
令和 2年 7月10日	評価委員会	第4期指定管理者からの実績説明、質疑等を行い、合格ラインに達している、及び次期指定管理者の候補者の選定を非公募で行う利点があると評価
令和 2年 7月29日	教育委員会	第5期指定管理者の候補者を非公募により選定することを決定
令和 2年 8月 6日	行政経営会議	第5期指定管理者の候補者を非公募により選定することを承認
令和 2年 9月 4日	仕様書（案）等の送付	第5期指定管理業務の企画提案書の作成に関する仕様書（案）等を送付
令和 2年10月 7日	選定委員会	現指定管理者（指定管理者指定申請者）からの企画提案の説明及び質疑・評価を行い、現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定
令和 2年10月15日	スポーツ推進審議会	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定したことを審議
令和 2年10月22日	社会教育委員会議	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定したことを審議
令和 2年11月 6日	教育委員会	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定することを決定
令和 2年11月16日	行政経営会議	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者として選定することを承認

2 指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ スポーツ行政等への協力に関する業務
- エ スポーツ団体及び指導者の育成に関する業務
- オ 災害時の指定収容避難所の運営支援に関する業務
- カ 対象施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他の業務

(3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

(4) 指定管理者候補者の概要

名 称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
所在地 多賀城市下馬五丁目9番3号
代表者 理事長 濱田 久晴
設 立 平成16年4月1日

3 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和2年7月10日（金） 午後1時30分から午後4時まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	仙台大学体育学部教授 仲野 隆士	学識経験者又は有識者
副委員長	市長公室長 小野 史典	市職員
委員	高橋 雪子	施設利用者代表
委員	櫻井 静枝	施設利用者代表
委員	仙台市スポーツ振興事業団理事 川島 兵介	学識経験者又は有識者
委員	宮城県教育庁スポーツ健康課副参事 田畑 幸浩	学識経験者又は有識者
委員	市民経済部長 但木 正敏	市職員

(3) 評価委員会の評価方法

ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価（委員一人当たり70点満点）

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点（490点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
425点～490点	合格（優）
359点～424点	合格（良）
294点～358点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

(4) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点	評価
365点	合格（良）

※ 詳細については、次ページ「多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会評価基準及び採点表」のとおり

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
(1)施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	4	3	3	4	4	26	1
(2)収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	4	4	3	3	4	5	3	26	2
(3)運営体制	①組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	4	5	3	4	4	4	28	3
	②職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	4	4	4	3	4	4	4	27	4
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	4	3	3	4	4	4	26	5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	3	3	4	4	3	25	6
(4)維持管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	4	4	3	3	4	5	4	27	7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の安全対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	4	3	3	4	4	4	26	8
(5)施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	4	3	3	4	4	26	9
(6)事業運営	①スポーツ振興事業	・スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か ・施設の特性を生かしているか ・参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	5	3	4	3	4	27	10
	②地域スポーツの振興	地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか ・あらゆる年代の参加を促す取組はあるか ・地域スポーツの活性化に寄与しているか	4	3	5	3	4	3	4	26	11
	③団体・イベントの支援	・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力はあるか ・体育協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	5	3	4	3	4	27	12
(7)広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	4	4	5	3	3	3	3	25	13
(8)地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	3	3	3	4	3	3	23	14
総合得点			56	54	55	42	53	53	52	365	
採点率			80%	77%	79%	60%	76%	76%	74%	74%	

●評価基準及び評価点数

評価基準	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
425点～490点	合格（優）	合格（良）
359点～424点	合格（良）	
294点～358点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

(5) 評価委員会からの付帯意見

ア 評価できる点

- (ア) 新型ウイルスによる新しい生活が要求される中、色々な面で身体を動かすことの大切さを市民が自覚する中で、これをチャンスに新しいクラブの有り方を含め、若い人材の獲得を含め頑張ってもらいたい。
- (イ) あらゆる面で指定管理者として経営努力されていることが認められるので、今後も十分に期待できる。
- (ウ) 職員の年齢層もバランスが良いので、次なる後継者も育つ環境にあると判断できる。
- (エ) 指導者派遣も積極的に展開しており、地域スポーツの振興に十分寄与しており、今後も期待できる。
- (オ) 公共の体育施設の指定管理者として、より多くの市民が気軽に利用でき、また、日常でスポーツを楽しむことができる利用環境をこれまでも増して整えていただければと思う。
- (カ) スポーツを通じた健康増進やコミュニティの形成促進、スポーツ人口の拡大に向けて、市民や利用者の声を新しい事業や様々な改善に繋げていけるよう更なる取組を期待したい。

イ 課題点、今後の宿題になると思われる点

- (ア) 施設の老朽化に伴う市民がスポーツを継続する環境づくりに苦労があることが心配である。
- (イ) 全体的に利用する人が少なくなったと思われる。
- (ウ) オリパラ・ゴールデンスポーツイヤーズの3年間のチャンスを最大限活用できるか。
- (エ) 障害のある方々の受け入れ（利用しやすさ）
- (オ) 新事業・新プログラムへの着手
- (カ) スポーツ以外の文化的活動とのマッチング
- (キ) コロナ禍によるネガティブ志向をどのようにポジティブ志向に変えていけるか（スポーツの力）。
- (ク) 様々な事業の展開が図られている一方で、事業内容のマンネリ化が危惧される。多様な主体と更なる連携を深めながら、対象世代ごとに魅力あるプログラムの提供に努めていただきたい。

(ケ) ICT化の進展もあり、今後、利用者が気軽にデジタル機器を使用して講習会や指導を行ったり、科学的に運動データの解析が行えるようなサービスなど、デジタル環境の整備対応が求められてくるのではないかと思う。

(6) 評価委員会からの選定方法に関する意見

ア 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定にあっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) （略）

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
施行規則（抄）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

イ 意見

地元の人材雇用や地域との連携も図られていることを踏まえ、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書及び多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条

第2号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者を選定することが適当と判断するとの意見が提出された。

4 指定管理者の候補者の選定方法

令和2年7月29日（水）に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市社会体育施設等の次期指定管理者候補者について、以下のような説明に基づき「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書及び「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第2条第2号及び第3号の規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者案として非公募により選定手続を行うことを決定した。

(1) 多くの市民が指導者やボランティア等として活動に参画し、地域の人材活用を推進し、事業実施に繋げている。また、多賀城市民を中心に近隣地域の住民を職員として採用しており雇用創出の観点からも、これを維持していく必要性があること。

(2) 今期（平成28年度から平成31年度までの4年間）では、主に次に掲げる成果を上げていること。

ア 施設利用者数が震災前の状況まで回復し、概ね安定した施設利用者数を確保している。

イ 地域からの派遣要請に基づく指導者派遣事業の開催実績が年々上昇傾向にあり、地域密着型の事業展開の成果であると判断できる。

ウ 指定管理者の裁量による利用料金制をフルに生かし、市民プールにおいて、65歳以上のシニア層の利用料金を半額とし、夏休み期間においては小中学生を対象に施設の無料開放を行い、スポーツ人口の拡大に努めてきた。

エ 総合体育館においては、利用者アンケートの結果を踏まえ、談話室の備品等の更新や館内掲示板の設置を行うなど、常に利用者に寄り添ったサービスの向上に努めてきた。

(3) 上記3(4)及び(6)イのとおり、評価委員会における総合評価の結果は「合格（良）」であり、次期指定管理者の選定方法についても「地元の人材雇用や地域との連携も図られていることを踏まえ、非公募で引き続き施設の管理運営を担っていただいてはどうか」との意見が提出されたこと。

5 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要

(1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和2年10月7日(水) 午後1時30分から午後4時まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	総務部長 竹谷 敏和	市職員
副委員長	仙台大学教授 高崎 義輝	学識経験者又は有識者
委員	石垣 五月	施設利用者代表
委員	高橋 和利	施設利用者代表
委員	東北学院大学准教授 岡崎 勘造	学識経験者又は有識者
委員	保健福祉部長 郷家 栄一	市職員
委員	建設部長 熊谷 信太郎	市職員

(3) 選定委員会の評価方法

ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により採点(委員一人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である/極めて高い能力を有している
4点	優秀である/高度な能力を有している
3点	満足できる/十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる/任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い/任せることは不安
0点	全く満足できない/任せることができない

イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点（490点満点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
425点～490点	合格（優）
359点～424点	合格（良）
294点～358点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

(4) 選定委員会の評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点	評価
370点	合格（良）

※ 詳細については、次ページ「多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会評価基準及び採点表」のとおり。

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計
(1)管理運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウが認められるか	4	4	5	4	4	4	3	28
(2)収支等		・事業の収支は妥当か ・収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か ・コストパフォーマンスは優れているか	4	4	4	3	4	3	3	25
(3)運営体制	①組織、再委託	・組織体制は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	4	5	3	4	4	4	28
	②職員配置、職員育成、労務管理	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の育成対策は十分か ・雇用形態、労働条件、福利厚生等、労務管理は適切か	4	4	4	4	4	4	4	28
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策はあるか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応できる体制はあるか	3	4	4	3	3	4	3	24
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開の対策は適切か	4	4	4	3	3	3	4	25
(4)維持管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・延命化・利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	4	4	4	3	3	4	3	25
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の安全対策、準備・訓練は適切か	4	4	3	3	4	4	3	25
(5)施設の貸出し		・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	3	4	4	3	4	4	3	25
(6)事業運営	①スポーツ振興事業の実施方針	・本市及び施設の特性を踏まえた内容か ・時代に合ったスポーツ振興事業となっているか	5	4	4	4	4	4	4	29
	②地域スポーツの振興	・あらゆる年代・ライフスタイルに合った取組となっているか ・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けは妥当か	4	3	5	5	4	4	3	28
	③団体・イベントの支援	・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力は妥当か ・体育協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	5	4	4	4	3	28
(7)広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	4	3	4	4	4	3	4	26
(8)地域連携、地域貢献等		・本市近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	4	4	4	3	3	26
総合得点			55	54	59	50	53	52	47	370
採点率			79%	77%	84%	71%	76%	74%	67%	76%

●評価基準及び評価点数

評価基準	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／十分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
425点～490点	合格（優）	合格（良）
359点～424点	合格（良）	
294点～358点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

(5) 選定委員会からの付帯意見

ア 期待できる点

- (ア) スポーツ以外とのコラボレーション（例えばスポーツ+音楽、スポーツ+映像 etc）の取組で関心向上が期待できる。
- (イ) クラブ設立20周年記念イベントの開催充実を期待したい。
- (ウ) 現在、コロナ禍の中、新しい生活の過ごし方を求められている市民のお手伝いとして体を動かす大切さ、そして、スポーツを通じて今まで以上に発信力・環境づくりを行っていくことを期待したい。
- (エ) 地域のニーズに基づいた様々なアクティビティが提供されていることが分かった。事業を継続していくことで、市民の健康づくりへの貢献が期待できる。
- (オ) 職員の福利厚生に努めており、事業の継続を確保している。
- (カ) 学校教育との連携が期待できる。
- (キ) これまでの総合型地域スポーツクラブとしての活動や指定管理業務により得たノウハウにより、幅広い世代の市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの形成につながる施設運営、事業実施が期待できる。
- (ク) 4期の実績や市民ニーズ調査等から得られた様々な情報や知識が集積されていることから、そのノウハウや専門的知識を生かした地域スポーツの振興、効果的で効率的な施設運営を期待している。また、地域スポーツの振興を通じた地域コミュニティの形成や人材育成、市民活動等の促進に繋がることについても期待している。

イ 課題点、今後の宿題になると思われる点

- (ア) 若年層のスポーツ実施率を向上させるために、日・祭日等利用時間の拡大を検討してほしい。
- (イ) 老朽化への対応（雨漏り、和式トイレ等）
- (ウ) 少子高齢により、低年齢のスポーツ離れが各スポーツ団体の深刻な問題である。どのようにして解決していくか今後の課題・宿題である。
- (エ) 事業収支がやや分かりにくいように感じた。市民に理解し易い工夫があっても良いと思う。
- (オ) コロナウイルス感染拡大の予防のための具体的な取組はマニュアルとして市民に示すことが必要である。
- (カ) 合理的配慮、特に心の問題を持つ方への環境提供が課題である。

- (キ) 多くの市民に利用していただくことと感染防止対策の両立に苦慮されていると思うが、今後とも十分留意してほしい。
- (ク) 東京オリンピック・パラリンピック開催により高まる機運を捉えた事業展開を期待したい。
- (ケ) 「施設の老朽化」と「利用環境」の両立を維持することやデジタル化などを進めるための設備や施設更新（ハード面）については、行政側との十分な調整や協議が必要である。
- (コ) 市民を対象とした「新規検討事業」については、事業計画書を作成し、市側と協議を図り実りある事業として展開してほしい。

6 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブの企画提案の概要（抜粋）

(1) 施設運営の方針及び理念

「多賀城市民の健康増進に関する業務を行い、もってコミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成等、明るく豊かで活力に満ちた多賀城市の形成に寄与する」ことを目的に、多くの市民が誰でも、いつでも、気軽にスポーツや運動に触れ合える機会を提供するとともに、地域活性化を図ります。

これまで積み上げてきた成果を基盤に、次に掲げる事項を次期指定管理期間の重点課題とし、スポーツを通じたまちづくりに貢献してまいります。

ア 施設管理運営の基本的考え方

(ア) 施設の効用を最大限に引き出す運営管理とサービスの提供

体育施設等は、施設の利用を通して市民の心身の健康と福祉を増進することを目的に設置されています。多賀城市民スポーツクラブは指定管理者として、安心・安全の確保を前提とし、IT技術の発展により、1人1台所持していることが当たり前となったスマートフォンなどのデジタル機器を活用した質の高いサービスを提供し、利用者満足度の向上と行政コスト縮減という二つの命題を両立させながら、目的の達成を目指し事業を進めてまいります。

(イ) 官民連携の視点に立った多賀城市との連携

公共施設によって最大の恩恵を受けるのは、その市民であるとの認識のもとに市民自らが事業の企画、立案に参画し、その提供にも関与するという形をさらに追求するとともに、利用者のニーズに基づく政策提言、課題解決策の提案を行い、多賀城市との連携を強めていきます。

特に、2021年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が

開催され、本市においても聖火リレーが実施されることから、万全を期して連携してまいります。

(ウ) 非営利活動団体の強みを活かした事業展開

指定管理者制度の導入により様々な経済主体の公共サービスへの参入が一般化していますが、事業活動から発生する収益を次の公共サービスのために振り向けるといふ、公益活動を行う非営利の市民組織としての強みを最大限に発揮していきます。中でも、スポーツ関係団体や自治組織など多様な主体と連携協力し、事業を展開してまいります。

イ 安全で快適な施設の維持管理のための方針と取り組み

(ア) 安心・安全で快適な施設環境の整備

体育施設の設置目的であるスポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与するためのスポーツの活動の場となりうるよう、だれでも気軽に参加できるスポーツ教室・イベントを実施し、より多くの方々にスポーツを普及し、健康への啓発を図ります。

小さな子どもから高齢者、障がい者の方まで安心して利用できるよう事故を未然防止する点検、保守の徹底と、万が一の事故発生を想定した危機管理体制を整え、的確な対応ができるよう努めてまいります。

(イ) 施設老朽化への対応

市との協議により中長期施設保全計画を策定します。過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換など予防保全を徹底し、設備、機器の延命化、施設の安全確保を図ってまいります。

(ウ) 防犯設備の更新とリニューアル等

多賀城市の「まちづくりアンケート」の中で、【防犯対策の推進】の項目では約60%が力を入れて取り組むべきと回答しております。このことを踏まえ施設の防犯体制には神経を注ぎ管理に万全を期しているところですが、総合体育館に設置している監視カメラは、経年劣化によりその機能を果たしておりません。安心・安全で快適な施設環境を整備するため、時代に合った防犯カメラの設置は必要不可欠であることから、総合体育館、市民プール及び市民テニスコートへの設置や更衣室のリニューアル、市民プールロビーへのエアコン設置を計画してまいります。

(I) 新型コロナウイルス感染症対策

日本政府の提唱による新しい生活様式の定着に向け、日々の業務や日常生活の中で取り組んでいるところであります。

完全に収束するまでにはまだ時間が必要と考えるため、施設利用者に対しての感染症対策を継続するとともに職員の働き方についても柔軟に対応ができるよう取り組んでいきます。

(2) 収支等

多くの市民が参加する機会の提供、魅力あるプログラムの提供、そしてより多くの人々から賛同と共感の得られる活動を展開するため、効率的かつ安定的な事業経営に取り組んでまいります。

(3) 運営体制

ア 組織・再委託

(ア) 組織

事務局の体制は、事務局長を頂点に総務管理グループ、事業運営グループ、施設管理グループの3つのグループで構成し業務を行っております。

(イ) 再委託

清掃、消防設備、機械管理等の業務を競争により再委託することとしております。

イ 職員配置、職員育成、労務管理

25名の職員を配置し、雇用形態を増やし柔軟な働き方を実現することで、働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

また、業務に係る外部研修への職員の派遣を通して必要な知識、技能を習得させるとともに、職員全員を対象とし情報共有のための内部研修、外部講師による研修会を実施し、特定非営利活動団体の職員及び公共施設従事者としての心構え等を教育してまいります。

労務管理としては、労働関係法令を遵守し、適切な労働環境の維持に努めてまいります。

また、職員の給与水準については、毎年実施される宮城県労働実態調査の結果を参考にし、適切な水準を維持するとともに、賞与についても段階的に引き上げるよう努めてまいります。

昇任、昇格及び賞与の支給率については、人事考課に基づき適正かつ公平に行い、職員の労働意欲の向上を図ってまいります。

職員の事務分担を明確にし、事務能率の改善を図るとともに業務の繁閑にあわせた柔軟な対応により、業務運営の効率化を図ってまいります。

退職金制度の運用を継続してまいります。

ウ サービスの維持・向上

(ア) マネジメントサイクルの適切な運用

利用者からの要望、提案、指摘、苦情等を定期的に聞き取り、内容を整理し、迅速に対応することで、継続的に施設を利用してもらえるように努めてまいります。また、短期教室やイベント終了時に必ず参加者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、指導者で構成するスポーツ事業委員会等で事業内容の検討を行い、次年度以降の事業計画に活かす取り組みを継続していくほか、他市町村の取り組みや事例を参考に、市民が参加しやすい事業並びに利用しやすい施設になるよう努めてまいります。

(イ) 市民プールのシニア料金の設定

平成28年度に設定した大人のシニア料金(65歳以上は正規料金の半額)を今後も継続し、健康志向を意識している高齢者の方々から喜ばれるとともに、大人の個人利用の増加に努めてまいります。

(ウ) 市民プールの夏休み小人無料の実施

平成28年度から開始した小中学校の夏休み期間市内小中学生無料開放を継続してまいります。

(I) 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

特定非営利活動促進法や公共施設の管理に関する各種法令等の遵守、個人情報保護規程に基づく個人情報の管理徹底、特定非営利活動促進法に基づく情報提供を図ってまいります。

(4) 維持管理

ア 維持管理（施設、設備、備品等）

中長期施設保全計画を市と協議しながら策定し、過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換など予防保全に取り組んでまいります。

イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

各種法律に基づいた点検を実施し、安全対策等に万全を期してまいります。

また、地震や大雪対応マニュアルを作成し、その都度、職員研修会等で再確認するとともに、有事の際は、市職員と連携して対応いたします。

(5) 施設の貸出し

ア 設備器具利用料の引き下げを実施

平成28年度から総合体育館大体育室の専用利用にあわせて、舞台照明、長机等の設備器具を利用する際、大会等で入場料を徴しないアマチュアスポーツで利用する場合に限り、一律1,000円にする取り扱いをサービス向上の観点から継続してまいります。

イ トレーニング室有酸素系機器の計画的更新

トレーニング室の利用者は、個人使用全体の50%を超える利用となっており、増加傾向にあることから、今後も機器の計画的更新に努めてまいります。

ウ 新規利用者への受付・相談体制の充実

本市は転出・転入者が多いこと等から、初めて利用される方からの問い合わせ等が多くなっております。利用者への丁寧な説明に心掛け、利用しやすく親しみの持てる体制づくりに努めてまいります。

エ 利用促進と平等な利用の確保

スポーツ大会等中心の施設貸し出しではなく、個人使用とのバランスを保つことを常に念頭に置いて、利用促進につなげてまいります。

オ 満足度向上に係る取り組み

毎年、利用者アンケート調査を実施し、利用者の声を反映できるよう努めてまいります。

(6) 事業運営

クラブ創設以来、培ってきた市民との信頼関係や公共施設の指定管理者としての実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行ってまいります。さらに、地域コミュニティの活動促進、豊かで活力に満ちた多賀城市の形成のため、関係団体の協力を得ながら、次に掲げる事業を中心にスポーツを通じたまちづくりに貢献してまいります。

ア 未来へのチャレンジ

2021年に東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、以降、数年間は市民のスポーツ熱が高まることが予想されるため、こうしたチャンスを逃すことなく社会体育施設のほか、災害発生時の防災拠点施設として設置された「さんみらい多賀城イベントプラザSTEP」を利用したトランポリン教室やパラスポーツ体験会や普段触れることのないスポーツにチャレンジできる機会を提供してまいります。

また、飲食店等とコラボレーションをしたウォーキングイベントや社会体育施設にウォーキングコースを設定し、運動機能向上を促す事業を展開してまいります。

イ 地域スポーツの振興

日常生活そのものが運動であり、身体活動を積極的に行うことの重要性を指導者派遣等で啓発することや、スポーツ実施率が低下している20代～30代の働く若い世代を中心に、「ながら」運動や現存するアプリ並びにSNSを活用し、時代やニーズに合わせた幅広い事業を展開することで令和7年度までにスポーツ・運動実施率が1～2%向上できるよう努めてまいります。

ウ 団体・イベントの支援

地域の困りごとや課題解消のため、住民主体で実施するサロンや行事に指導者を派遣し、運動やレクリエーション等で地域コミュニティの促進活動を継続してまいります。

オリンピック正式種目に、スポーツクライミングやスケートボードなどが採用されたことから分かるように、近年では、チームスポーツの団体競技から個人競技に注目が集まっているところです。

本市においても、体育協会傘下の競技団体や同好会、その会員数ともに減少傾向にあります。団体競技の強みや「する」「みる」「ささえる」の生涯スポーツとして楽しめるような環境を事業やイベントの開催をとおして協会と連携して取り組んでまいります。

スポーツ少年団についても、青少年の健全育成の観点から社会活動への参加や奉仕活動を通じ、引き続き活動を支援するとともに、平成30年にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を踏まえた今後の地域スポーツの在り方や子どもたちがよりよい環境で運動できる機会の確保を模索していきます。

(7) 広報

発信する内容に応じてホームページやフェイスブックなど発信媒体を工夫することで、広報効果を高めるように努めてまいります。

(8) 地域連携、地域貢献等

ア 地域連携、地域貢献

市内社会教育施設等との情報共有に努めてまいります。また、近隣市町の指定管理団体との情報交換も積極的に取り組んでまいります。

事業に応じて、市内の高等学校やスポーツ関連の専門学校生の参加や体育大学からのインターンを受け入れることで、人材確保と安心・安全な事業運営に努めてまいります。

雇用関係については、市内居住者や指導者や施設管理の経験を積みたい職員の採用を検討し、今後も地域雇用を継続していくとともに経験豊かな高齢者雇用にも考慮してまいります。

一方、資材調達及び業務の再委託等についても、地域に関わりのある事業者等に発注し地域貢献に努めてまいります。

イ 環境保護

照明設備のLED化により、二酸化炭素の排出抑制に努めてまいりましたが、引き続き省エネ対策に努めてまいります。

(9) 職員体制

職種	雇用形態	人数
事務局長	常勤職員	1人
総務管理担当	常勤職員	2人
施設管理担当	常勤職員	2人
事業運営担当	常勤職員	8人
窓口受付担当	短時間勤務職員	12人
計		25人

(10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額

区分	指定管理料提示額
令和3年度	117,100,000円
令和4年度	117,300,000円
令和5年度	117,500,000円
令和6年度	117,700,000円
令和7年度	117,900,000円
計	587,500,000円